

電力供給仕様書

1 概 要

- (1) 件 名 小城市 30 施設（高圧電力）で使用する電力供給
（年間予定使用電力量 5,091,830kWh）
- (2) 需 給 場 所 別紙 1 のとおり
- (3) 種別及び用途 別紙 1 のとおり

2 仕 様

- (1) 供給電気種類 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力の割合が 60%以上を満たすこと。また、その環境価値について、小城市（以下「発注者」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。（別紙②）
- (2) 予定契約電力 別紙 2 のとおり
（ただし、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）
- (3) 予定使用電力量 別紙 2 のとおり
- (4) 供 給 期 間 令和 8 年 12 月 1 日 00 時 00 分から
令和 10 年 11 月 30 日 24 時 00 分まで（2 年間）
（既に特定小売電気事業と契約している施設については、必ず供給期間開始日から供給を開始すること。）
- (5) 供 給 地 点 対象建物の電源側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
供給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、旧一般電気事業者の所有とする。
- (7) 保安上の責任分界点
供給地点に同じ。

3 その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、九州管内の旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (2) 需給開始以降、九州管内の旧一般電気事業者の電気料金の改定等及び社会情勢等の変更があった場合は、双方協議の上、契約内容の変更ができるものとする。
- (3) 自家発電設備、太陽光発電設備、蓄電池設備を有する施設は別紙 3 のとおり。
- (4) 入札金額を算定するにあたっては、力率 100%とし、力率割引、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進付加金等は考慮しないこと。なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とする。
基本料金×契約容量＝基本料金合計金額 ※力率割引は考慮しない
- (5) 電気料金は、施設毎に算出し、別紙 1 で示した施設毎に請求書を作成し、その施設毎に提出するものとする。
- (6) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業用について調整が必要な場合には、旧一般電気事業者と調整すること。
- (7) 過去の電気料金のほか、使用電力量等の状況をオンライン上で確認できること。
- (8) 需給契約期間中、工事等による施設や設備の改修計画は以下のとおりである。
 - No. 11 小城市立芦刈観瀾校
校舎増築工事（令和 9 年度）、中学校棟・部室棟解体工事（令和 10 年度）
 - No. 14 小城市芦刈地域交流センター
多目的ホール他改修工事（令和 8 年 11 月 27 日～令和 9 年 9 月 22 日）
 - No. 15 桜城館
一部 LED 化改修（令和 9 年度）
 - No. 16 小城文化センター
キュービクル内コンデンサ検査及び交換（電気設備）
 - No. 24 牛津総合公園
グラウンドナイター設備更新工事（令和 10 年度）
 - No. 30 中継センター
廃棄物中継施設整備工事（令和 8 年 7 月 4 日～令和 10 年 3 月 24 日）

(9) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとなる。